

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

二六

告示

○福島県沿岸漁業改善資金貸付基準

二六

○土地改良区の定款の変更を認可した件

二七

○道路の区域を変更する件二件

二七

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件

二七

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件

二七

規則

福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第五十七号

福島県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

福島県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和五十四年福島県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」を、「農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律」に改め、「(平成二十年政令第二百九十六号)」の下に「並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成二十三年政令第十五号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成二十三年農林水産省令第七号)」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「同じ。」の下に

「及び促進事業者(六次産業化法第三条第三項に規定する認定総合化事業計画に従つて六次産業化法第五条第四項第三号に掲げる措置を行う六次産業化法第六条第三項に規定する促進事業者をいう。以下同じ。)」を加える。

第二条中「及び一認定中小企業者」を、「一認定中小企業者及び一促進事業者」に改め、同条の表経営等改善資金の部一の項中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同項償還期間等の欄に次のように加える。

エ 六次産業化法第十一条第二項に規定する認定農林漁業者等が認定総合化事業を行うのに必要な資金(以下この表及び第六条において「六次産業化法特例資金」という。)である場合 九年内(据置期間三年以内を含む。)

第二条の表経営等改善資金の部二の項中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同項償還期間等の欄に次のように加える。

エ 六次産業化法特例資金である場合 九年内(据置期間三年以内を含む。)

第二条の表経営等改善資金の部三の項中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同項償還期間等の欄に次のように加える。

エ 六次産業化法特例資金である場合 九年内(据置期間三年以内を含む。)

第二条の表経営等改善資金の部四の項中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同項償還期間等の欄に次のように加える。

エ 六次産業化法特例資金である場合 九年内(据置期間三年以内を含む。)

第二条の表経営等改善資金の部五の項中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同項償還期間等の欄に次のように加える。

エ 六次産業化法特例資金である場合 五年以内(据置期間三年以内を含む。)

第二条の表経営等改善資金の部六の項中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同項償還期間等の欄に次のように加える。

エ 六次産業化法特例資金である場合 十二年内(据置期間五年以内を含む。)

第三条中「及び一認定中小企業者」を、「一認定中小企業者及び一促進事業者」に改める。

第四条に次の一号を加える。

五 促進事業者

第五条第三項中「又は認定中小企業者」を、「認定中小企業者又は促進事業者」に改める。

第六条第二項に次の一号を加える。

三 六次産業化法特例資金 六次産業化法第六条第三項に規定する認定総合化事業計画を記載した書類

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 次の各号のいずれかに該当する者であつて東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)第二条第

第一の表二の項中

4	漁業用ソナーの設置費用
5	カラー魚群探知機の設置費用
6	海水冷却装置の設置費用
7	巻取りウインチの設置費用
8	放電式集魚灯の設置費用
9	漁業用クレーンの設置費用

巻取りウインチの設置費用
 放電式集魚灯の設置費用
 漁業用クレーンの設置費用
 漁獲物等処理装置の設置費用
 海水冷却装置の設置費用
 海水殺菌装置の設置費用
 漁業用ソナーの設置費用
 カラー魚群探知機の設置費用
 潮流計の設置費用

に改め、同項貸付限度額の欄中「一セット

につき八十万円」を「一件につき五百万円」に改め、同項中

を

4	5	6	7	8	9	10	11	12
---	---	---	---	---	---	----	----	----

漁業用ソナーにあつて
 つき五百万円
 カラー魚群探知機に
 一台につき百五十万円
 海水冷却装置にあつて
 つき百八十万円
 巻取りウインチにあつ
 につき七十万円。ただ
 沿岸漁業改善資金貸付
 ただし書の知事の認定
 にあつては、三百万円
 放電式集魚灯にあつて
 トにつき二百万円
 漁業用クレーンにあつ
 につき四百万円

は、一台に
 あつては、
 は、一台に
 ては、一台
 し、福島県
 規則第四条
 を受けた者
 は、一セッ
 ては、一台

を

巻取りウインチにあつては、一台
 につき五百万円
 放電式集魚灯にあつては、一セッ
 トにつき二百万円
 漁業用クレーンにあつては、一台
 につき四百万円
 漁獲物等処理装置にあつては、一
 台につき五百万円
 海水冷却装置にあつては、一台に
 つき百八十万円
 海水殺菌装置にあつては、一台に
 つき三百万円
 漁業用ソナーにあつては、一台に
 つき五百万円
 カラー魚群探知機にあつては、一
 台につき百五十万円
 潮流計にあつては、一台につき五
 百万円

に改め、同項償還期間等の

欄ア中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同欄に次のように加える。
 エ 六次産業化法特別資金である場合 九年以内（据置期間三年以内を含む。）
 第一の表三の項貸付限度額の欄中「つき百万円」を「つき五百万円」に改め、同項償
 還期間等の欄ア中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同欄に次のように加える。
 エ 六次産業化法特別資金である場合 九年以内（据置期間三年以内を含む。）
 第一の表四の項償還期間等の欄ア中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同欄に
 次のように加える。
 エ 六次産業化法特別資金である場合 九年以内（据置期間三年以内を含む。）
 第一の表五の項償還期間等の欄ア中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同欄に
 次のように加える。
 エ 六次産業化法特別資金である場合 五年以内（据置期間三年以内を含む。）
 第一の表六の項償還期間等の欄ア中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同欄に
 次のように加える。
 エ 六次産業化法特別資金である場合 十二年以内（据置期間五年以内を含む。）
 第一の表七の項償還期間等の欄ア中「イ及びウ」を「イ、ウ及びエ」に改め、同欄に
 次のように加える。
 エ 六次産業化法特別資金である場合 十二年以内（据置期間五年以内を含む。）
 第一の表八の項貸付けの内容の欄中2を削り、3を2とし、4を3とし、5を削り、

揚網機安全措施にあつては、四十

同項貸付限度額の欄中「滑り止め」を削り、万円
船上トイレにあっては、三十万円

五年以内（据置期間一年以内を
含む。）
三年以内
を
揚網機安全措置にあっては、四十
万円
五年以内
含む。）

（据置期間一年以内を
に改める。）

第一の表九の項貸付けの内容の欄中2及び3を削り、4を2とし、5を削り、6を3
とし、7を4とし、同欄に次のように加える。

5 小型漁船緊急連絡装置

救命胴衣、救命浮環若しくは救命
浮輪、信号紅炎又は消火器にあつ
ては、それぞれ十万円
膨脹式救命いかだにあっては、一
台につき五十万円
二年以内
二年以内

救命胴衣又は消火器にあっては、二年以内
それぞれ十万円

に、
レーダートランスポンダにあって
は、六十五万円
五年以内

を

レーダートランスポンダにあって
は、六十五万円
五年以内
五年以内
小型漁船緊急連絡装置にあっては、

に改める。

一件につき三十万円

第一の表十の項貸付けの内容の欄2及び3を削り、同欄4を同欄2とし、同項貸付限
度額の欄中「甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置」及び「それぞれにつき」を
削る。

附則に次の一項を加える。

3 福島県沿岸漁業改善資金貸付規則附則第二項に規定する者に対するこの基準の適用
については、第一の表一の項ア中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるの
は「四年」と、同項イ中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六
年」と、同項ウ中「九年」とあるのは「十二年」と、同項エ中「九年」とあるのは
「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同表二の項ア中「七年」とあるのは
「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、同項イ中「九年」とあるのは「十二
年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同項ウ中「九年」とあるのは「十二年」
と、「一年」とあるのは「四年」と、同項エ中「九年」とあるのは「十二年」と、同
項エ中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同表三の
項ア中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とあるのは「四年」と、同項イ中
「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同項ウ中「九年」
とあるのは「十二年」と、同項エ中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあ
るのは「六年」と、同表四の項ア中「七年」とあるのは「十年」と、「一年」とある
のは「四年」と、同項イ中「九年」とあるのは「十二年」と、「三年」とあるのは
「六年」と、同項ウ中「九年」とあるのは「十二年」と、同項エ中「九年」とあるの
は「十二年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同表五の項ア中「四年」とあるの
は「七年」と、「二年」とあるのは「五年」と、同項イ中「五年」とあるのは「八年」
と、「三年」とあるのは「六年」と、同項ウ中「五年」とあるのは「八年」と、同項
エ中「五年」とあるのは「八年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同表六の項ア
中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同項イ中「十
二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同項ウ中「十二
年」とあるのは「十五年」と、同項エ中「十二年」とあるのは「十五年」と、「三
年」とあるのは「六年」と、同表七の項ア中「十年」とあるのは「十三年」と、「三
年」とあるのは「六年」と、同項イ中「十二年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあ
るのは「八年」と、同項ウ中「十二年」とあるのは「十五年」と、同項エ中「十二
年」とあるのは「十五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表八の項中「五年」
とあるのは「八年」と、「一年」とあるのは「四年」と、同表九の項中「二年」とあ
るのは「五年」と、「五年」とあるのは「八年」と、同表十の項中「五年」とあるの
は「八年」と、「一年」とあるのは「四年」と、同表十一の項及び十二の項中「五年」
とあるのは「八年」と、第二の表一の項中「三年」とあるのは「六年」と、「二年」
とあるのは「五年」と、同表二の項中「七年」とあるのは「十年」と、同表三の項中
「三年」とあるのは「六年」と、第三の表一の項中「五年」とあるのは「八年」と、
「一年」とあるのは「四年」と、同表二の項中「五年」とあるのは「八年」と、同表
三の項ア中「十年」とあるのは「十三年」と、「三年」とあるのは「六年」と、同項

イ中「十二年」とあるのは「十五年」とする。
附 則
この基準は、公布の日から施行する。

(水産課)

福島県告示第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区から平成二十三年七月四日付けで申請のあった定款の変更について、同月十五日認可した。

平成二十三年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第三百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町三番地先から 同 市常磐湯本町笠井二七番一地先まで	変更前	八・〇〇	二七五・九
		変更後	八・〇〇 一五・八 一九・四	二七五・九

(道路計画課)

福島県告示第三百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成二十三年七月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道片倉末続停車場線	いわき市久ノ浜町末続字岩ヶ作三八番地先から 同 市久ノ浜町末続字北大沢八一番一地先まで	変更前	三・四〇 二四・六	五五〇・三
		変更後	六・〇〇 三二・五	五五〇・三

(道路計画課)

公 告

公告第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十三年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
郡山市東部土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 村上 博志 郡山市田村町細田字嘉成九八番地

(農村計画課)

公告第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十三年七月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

須賀川市土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 小抜 勲 須賀川市松塚字坂井二二八番地

同 鈴木 小一 同 市仁井田字東町一八八番地

